

平成26年度第6回経営戦略会議 会議結果の概要

開催日時	平成26年8月8日（金）午後1時30分～午後4時14分
開催場所	本庁 東庁舎4-2会議室
出席者	市長、副市長、総務部長、危機管理部長、情報戦略局長、環境生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市整備部長、教育部長、病院事務部長
審議事項	
1	新市立伊勢総合病院建設工事設計業務受託者選考の経緯について ＜病院事務部＞
2	伊勢市認知症対応型共同生活介護事業おばたグループホームの事業見直しにかかる進捗状況と今後の方向性について ＜健康福祉部＞
3	伊勢市市税条例において固定資産税（償却資産）に係る課税標準の特例割合を国の参酌基準と同割合で規定することについて ＜総務部＞

1 新市立伊勢総合病院建設工事設計業務受託者選考の経緯について

＜病院事務部＞

概要

新市立伊勢総合病院建設工事設計業務の審査結果について、6月定例会において一般質問があり、その審査経緯について一部疑義が生じている。このことから、新市立伊勢総合病院建設工事設計業務の受託者選考に係る経緯を確認するとともに、審査における考え方の妥当性について審議を行った。

主な内容は以下のとおりである。

(1) 受託者選考委員会の役割、委員の選定

①所掌事項（ ϕ 新市立伊勢総合病院建設工事設計業務受託者選考委員会設置要領第2条）

- ア 選定基準に関すること
- イ 企画提案の審査及び評価に関すること
- ウ 委託する業者の候補者の選定に関すること
- エ 前3号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること

②選考委員の選定（全6名）

ア 建築分野の有識者3名

- ・三重大学大学院工学研究科教授

※「三重大学と伊勢市の相互有効協力協定」に基づき、三重大学へ本案件の趣旨を伝え、選考委員として推薦を受けた。

- ・名古屋大学大学院環境学研究科教授

※先進地視察先の病院で適任者であるとアドバイスを受け、上記三重大学教授に相談し、経験豊富な建築分野の有識者として推薦を受けた。

- ・伊勢市検査室参事

※建築設計に精通し、同様の案件の選考委員の経験もあることから選定。

イ 医療分野の有識者3名

※基本計画の内容を理解し、伊勢病院の現状に精通していることから、医師・医療技術職・看護師の責任者として選定。

- ・市立伊勢総合病院院長
- ・市立伊勢総合病院医療技術部長
- ・市立伊勢総合病院看護部長

(2) 1次審査、2次審査、審査報告書の概要

①1次審査

2項目を設定し、「担当チームの対応」では、「業務実施体制・業務実施方針」と「病院建設に必要なコンセプト」を課題とし、それぞれ評価。「担当チームの能力」では、管理技術者をはじめとする担当技術者の経験年数、業務実績数等の評価。

②2次審査

1次審査に合格した4事業者に対し、1次審査における「担当チームの対応」について、更に具体的な課題を設定し、課題ごとに評価を行い、見積金額の評価と合わせ審査。

③審査報告書

選考委員会として、受託者選考の総評及び2次審査における4事業者の評価について記述。

(3) 基本計画に記述のない提案の取扱い

①公募時点の伊勢病院（発注者）としての考え方

基本計画における配置イメージ図は、今後の基本設計等において、設計事務所等からの提案を妨げるものではないとしていることから、基本計画に記述のない提案がされた場合も制限を設けないこととした。

②選考委員会における考え方

参加事業者から、「既存建物の活用」「6階建て」「一部鉄骨造り」の提案がされたことから、基本計画に記述のない提案について、制限を設けていないことや計画実現に向けた前向きな提案として捉え、それぞれ評価することを確認。

(4) 発注者としての考え方

①提案全体に対する基本的な考え方

選考委員会において最も評価の高かった提案に対し、計画実現に向けた前向きな提案として尊重し、今後、設計に生かしていけるよう、設計事務所と協議しながら新病院の設計を進める。

②既存建物活用案の考え方

基本計画における方針どおり、全ての機能を新病院の中へ配置することが望ましいものの、以下の理由により検討することとする。

- ・提案各社から基本計画策定後の急激な建設費の高騰、基本計画の内容を充実させるためには、計画面積では不足するとの分析がなされている。
- ・設計の検討段階において計画以上の面積を確保する必要性が生じた場合は来院者の利便性等に影響の出ない施設として活用を図ることも視野に入れる。

結論 審査内容等選考の経緯、考え方について再確認し、適正な事務手続きであると判断した。

主な意見・補足等

○全般事項

- ・6月23日に教育民生委員協議会へ審査結果を報告してから、期間が経過してきているので、市として早急に対応することが必要である。

○基本計画に記述のない提案の取扱い

- ・既存建物の活用案についての考え方を適切に説明できなかったことから、再度整理した。
- ・市としての基本的な考え方としては、あらゆる提案を排除するものではなく、提案された内容を十分尊重して進めていく、という考え方が望ましいと考える。
- ・各事業者からは基本計画を参照した上、構造、階層などの提案がなされたと理解している。
- ・プロポーザル方式とコンペ方式の相違を明確にして整理すべきである。今回はプロポーザル方式であることから、既存建物の活用案についてはあくまでも提案であり、基本的には新設を基本方針として進めるべきである。
- ・建設基本計画については、面積用件などそれぞれの要素について根拠を持ち、また財政計画も合わせて策定したものである。このことから、まずは基本計画の範囲内で業者選定を行うべきと考える。

資料 付議事項書

2 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業おばたグループホームの事業見直しにかかる進捗状況と今後の方向性について<健康福祉部>

概要

認知症対応型共同生活介護事業おばたグループホームについては、全入居者の移転終了後、廃止することとしている。廃止後の施設利用方法等について審議を行った。

主な内容は以下のとおりである。

(1) 廃止時期

入居者の移転終了確認後。12月定例会を予定。

(2) 廃止後の施設利用

民間での障がい者共同生活援助施設（グループホーム）への転用

(3) 転用の方法

土地：無償貸与

建物・設備：無償譲渡

結論

提案のとおり進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・介護保険の施設と比べ障がい者支援の施設が不足している。
- ・障がい者支援の施設は、種別ごとにどの程度必要なのか
→必要な施設数は明確ではない。障がい者のグループホームの市内4施設の定員は108名であり、市外の人も利用しているものの、定員いっぱい状態である。種別の区分はない。また今後、地域移行を進めていることが求められていることから、更に需要が高まると思われる。
- ・補助金返還についての状況、考え方はどうか。
→有償譲渡とした場合、試算ではあるが860万円程度の財産処分納付金が発生すると見込んでいる。
- ・当該施設の売却についての可能性はないのか。
→収益性が見込めない事業に対して、財産処分納付金の金額を負担した上で取得する可能性はないと考えている。
- ・無償譲渡に当たっては、公益的な団体の公益的な事業であることが要件となることに十分留意してほしい。
- ・小俣圏域に介護保険のグループホームがなくなってしまうこととなるが、どのように考えているのか。
→民間事業者で整備される予定である。

資料 付議事項書

3 伊勢市市税条例において固定資産税（償却資産）に係る課税標準の特例割合を国の参酌基準と同割合で規定することについて<総務部>

概要

課税標準の特例割合について、平成 24 年度から一部の対象については法に定める範囲内において市町村の裁量により条例で規定することが可能となった。平成 26 年度の地方税法の改正により、対象が 5 項目追加（固定資産税に係るもの）されたことから、これらの特例割合について審議を行った。

主な内容は以下のとおりである。

(1) 対象資産

浸水防止用設備、ノンフロン製品、汚水又は廃液処理施設、大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設、土壤汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設

(2) 特例割合

特例割合を増減させる特段の事情がないことから参酌基準をもって特例割合と規定する。

結論 提案のとおり進めることと決定した。

主な意見・補足等

特になし

資料 付議事項書